

船舶インシデント調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年3月28日 21時00分ごろ
発生場所	東京都八丈島東北東方沖 八丈島灯台から真方位065° 31.2海里付近 (概位 北緯33° 18.0′ 東経140° 25.0′)
インシデントの概要	漁船第151勝運丸 ^{しょううん} は、南進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年3月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第151勝運丸、319トン 132190、金沢漁業株式会社 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力698kW、回転数毎分350、6気筒、ボア280mm、使用燃料A重油、平成6年7月 機関製造、平成6年7月28日進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか21人（日本国籍4人、インドネシア共和国籍17人）が乗り組み、まぐろはえ縄漁の目的で、オーストラリア連邦東方沖の漁場に向け、八丈島東北東方沖を主機の回転数毎分330として南進中、主機の回転数が変動したので機関長が主機を停止した。</p> <p>機関長は、機関部職員と共に主機を点検していたところ、発電機が停止して電源を喪失した。</p> <p>船長は、運航不能と判断し、携帯電話で船舶所有者に本インシデントの発生を連絡し、連絡を受けた船舶所有者は、118番通報した。</p> <p>本船は、来援した巡視船によりえい航が開始され、船舶所有者が手配した造船所の船舶に引き継がれて、神奈川県三浦市三崎港に入港した。</p> <p>本船は、造船所で機関室の点検が行われたところ、主機及び発電機の燃料サービスタンクが空の状態、燃料タンクからサービスタンクの間に設置された燃料サービスポンプの吸入側のこし器（以下「本件こし器」という。）がスラッジ等で目詰まりしていることが判明し、</p>

	<p>本件こし器及び燃料タンクの清掃が行われた。</p> <p>本船は、平成31年3月ごろ燃料タンクの清掃が行われ、令和3年7月ごろに三崎港に入港し、本インシデント当時の航海前までの約8か月間、同港に係留されていた。</p> <p>本船は、本インシデント発生約2か月前に入渠し、本件こし器の清掃が行われ、本インシデントの前航海で余剰の燃料を含んだ燃料を使用し、海上試運転も実施されたが異常はなかった。</p>
分析	<p>本船は、航海前までの約8か月間係留されて燃料タンクに貯蔵された燃料がスラッジ等を生成した中、南進中、本件こし器がスラッジ等で目詰まりしたことから、燃料の供給が遮断され、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航海前までの約8か月間係留されて燃料タンクに貯蔵された燃料がスラッジ等を生成した中、夜間、南進中、本件こし器がスラッジ等で目詰まりしたため、燃料の供給が遮断され、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料は、燃料タンクで長期間貯蔵しないこと。 ・ 機関部乗組員は、長期間、船舶に係留した場合、燃料系統のこし器をこまめに清掃すること。